

## 省エネ・再エネ設備導入加速化補助金 実績報告書類チェック表

	書 類 名	チェック欄	詳細・備考
1	省エネ・再エネ設備導入加速化 事業費補助金実績報告書 (様式第6号)	<input type="checkbox"/>	
2	実績報告書(添付様式第5号)	<input type="checkbox"/>	
3	設置した設備の配置図もしくは平面図	<input type="checkbox"/>	事業で新たに導入したもの、手書きでも可
4	カラー写真 (設備更新後&施工中) ※申請時の写真と同一アングル	<input type="checkbox"/>	①建物の外観(全景) ②設置エリア ③設備の全体(照明設備の場合、更新した本数が確認できる全体写真) ④メーカー及び型番、製造番号の分かる銘板(照明器具は製造番号省略可) ⑤施工中の写真
5	固定資産台帳	<input type="checkbox"/>	新たに導入した設備が記載されたもの(別添「取得財産管理台帳」でも可) ※機器の耐用年数については、下記参照
6	既存設備を除却したことが分かる書類	<input type="checkbox"/>	既存設備の引受書や処分(廃棄)証明書又は、最終処分したことが分かるマニフェスト など
7	発注書もしくは契約書の写し	<input type="checkbox"/>	
8	納品書・請求書の写し	<input type="checkbox"/>	内訳が記載された請求書の場合、納品書の省略可
9	銀行振込をしたことが分かる書類の写し	<input type="checkbox"/>	請求元に振込をしたことが分かる書類 (※農協による口座引落としも可)
10	預金通帳のコピー	<input type="checkbox"/>	補助金申請者名と同一名義のものに限る(金融機関名、支店名、口座番号、預金者の名義がわかるもの)
11	署名付きチェック表(添付様式6-2)	<input type="checkbox"/>	チェック欄を確認・署名済みのもの

注1 実績報告書の提出締め切りは補助事業を完了した日から起算して1箇月を経過した日又は令和7年2月10日のいずれか早い日までです。

注2 提出は郵送のみです。持参での受付はできません。

注3 提出書類一式は必ず全てコピーし、お手元で保管してください。

注4 提出先 省エネ・再エネ設備導入加速化事業費補助金事務局

〒400-0031 山梨県甲府市丸の内二丁目16番4号 丸栄ビル4階

(参考) 主な機器の耐用年数

	機器種類	耐用年数	備考
1	照明設備	15年	減価償却資産の耐用年数等に関する省令に規定
2	農業用温風暖房機、加温機	7年	減価償却資産の耐用年数等に関する省令に規定
3	冷凍冷蔵設備	7年	減価償却資産の耐用年数等に関する省令に規定
4	太陽光発電設備	17年	減価償却資産の耐用年数等に関する省令に規定